

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等の概要

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正の内容

(1) 再生利用認定制度の対象について【規則第6条の2、第12条の12の2、告示】

規則第6条の2第1号及び規則第12条の12の2第1号に規定している「ばいじん又は焼却灰であつて、一般廃棄物の焼却に伴つて生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの」及び規則第6条の2第2号及び規則第12条の12の2第2号に規定している「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)第2条第1項第1号イに掲げるもの」から資源として利用することが可能な金属を原材料として使用することができる程度に十分に含む廃棄物を除く旨の改正を行う。

具体的な廃棄物としては、金属を含む廃棄物(当該金属を原材料として使用することができる程度に十分に含むものが廃棄物になったものに限る。)とする。

(2) 再生利用認定制度の内容について

再生利用認定制度の内容に係る事項について、現在の規定に加えて以下の～の内容を新たに規定する。

処理残さの発生について【規則第6条の4第8項、第12条の12の4第8項】

内容の基準において、資源として利用することが可能な金属を原材料として使用することができる程度に十分に含む廃棄物を再生利用する場合は、廃棄物(処理残さ)の発生を認めることとする。

バーゼル規制対象物である金属の再生利用認定に係る基準について【告示】

規則第6条の4及び第12条の12の4に規定される内容の基準の他、次の基準を定める。

ア： 鋳物、鋳物の製錬又は精錬を行う工程で生ずる副生成物等を原材料として使用する非鉄金属の製錬若しくは精錬又は製鉄の用に供する施設において、金属を含む廃棄物から金属として用いるための再生品を得るためのものであること。

イ： 廃棄物を原材料として使用するにあたり、前処理が必要な場合においては、当該前処理に伴い生じる廃棄物の適正な処理が行われるものであること。

マニフェストについて【規則第8条の19】

にあるとおり、処理残さとしての廃棄物が発生することが考えられるため、再生利用に供される廃棄物の処理が最後まで確実に行われたことを把握する必要があることから、規則第8条の19に規定されているマニフェストの交付を不要とする者から資源として利用することが可能な金属を原材料として使用することができる程度に十分に含む廃棄物について再生利用認定を受ける者を除く旨の改正を行う。

(3) 者の基準について【告示】

資源として利用することが可能な金属を原材料として使用することができる程度に十分に含む廃棄物の再生利用認定制度の者の基準は、規則第6条の5及び第

12条の5に規定される者の基準の他、次の基準を定める。

金属として用いるための再生品とその他の処理物を区分して保管及び搬出することができる者であること。

金属の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品である金属の販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかである者であること。

再生利用の用に供する施設が溶融炉である場合には、次の基準に従い維持管理をすることができる者であること。

- ア) 溶融炉内への金属を含む廃棄物又は金属を含む廃棄物を焼結若しくはばい焼したものの(以下「金属を含む廃棄物等」という。)の投入は、定量ずつ行うこと。
- イ) 溶融炉内に投入された金属を含む廃棄物等の温度を金属を得るために必要な温度以上とし、これを保つこと。
- ウ) 溶融炉内に投入された金属を含む廃棄物等の数量及び性状に応じ、金属を得るために必要な滞留時間を調節すること。
- エ) 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合はこの限りでない。
- オ) 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理に伴い生ずる物(ばいじんを除く。)の流動状態が適正であることを定期的を確認すること。
- カ) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
- キ) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(前号ただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ク) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- ケ) 排ガスによる生活環境の保全上の支障を生じないようにすること。
- コ) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- サ) 溶融炉内に金属を含む廃棄物を投入するために必要な焼結又はばい焼を行う場合にあっては、次によること。

金属を含む廃棄物の焼結又はばい焼を行う場合にあっては、焼結炉又はばい焼炉内のガスの温度を焼結又はばい焼を行うために必要な温度に保つとともに、焼結炉又はばい焼炉内の出口のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

再生利用の用に供する施設が浸出槽である場合には、次の基準に従い維持管理をすることができる者であること。

- ア) 浸出液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
- イ) 浸出槽内の水素イオン濃度指数を測定し、金属を含む廃棄物等及び浸出液の供給量を適度に調整すること。
- ウ) 金属を含む廃棄物等と浸出液との混合を十分に行うこと。

エ)電解槽から生じる排水による生活環境の保全上の支障を生じないようにすること。

オ)浸出槽内に金属を含む廃棄物を投入するために必要な焼結又はばい焼を行う場合にあっては、 のサ)の例によること。

再生利用の用に供する施設が回転炉床型の還元炉である場合には、次の基準に従い維持管理をすることができる者であること。

ア)還元炉内への金属を含む廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。

イ)還元炉内の温度を金属を得るために必要な温度以上に保つこと。

ウ)還元炉内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

エ)還元炉の回転速度に伴い、還元炉内に投入された金属を含む廃棄物等の数量及び性状に応じ、金属を得るために必要な滞留時間を調節すること。

オ)還元炉床にたい積した物を定期的に除去すること。

カ)金属として用いるための再生品の回収の用に供する集じん器に流入する金属を含有した燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。

キ)金属として用いるための再生品の回収の用に供する集じん器に流入する金属を含有した燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ク)冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

ケ)排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

コ)火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

サ)還元炉内に金属を含む廃棄物を投入するために必要な造粒(金属を含む廃棄物を破碎し、水を均一に混合して混練し、押し出しにより成形し、かつ乾燥することをいう。)を行う場合にあっては、次によること。

定期的に保管設備を点検し、金属を含む廃棄物が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。

破碎設備にあっては次によること。

(1) 破碎設備に投入する金属を含む廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。

(2) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

乾燥設備にあっては次によること。

(1) 乾燥室の出口におけるガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(2) 排ガスに係る管路を定期的に清掃すること。

(4) その他

その他上記改正に伴って必要となる規定の整備等を行う。

2. 施行期日

施行日は、公布の日とする。

(注)

【 】内の条文は、根拠となる法令の条項である。